

奨学金申請手続きについて

受託者 株式会社 伊予銀行
公益信託事務局

1. 応募資格の確認

(1) 以下の要件を満たす方が有資格者となります。

- A. 愛媛県内に在住、かつ、愛媛県内の中学校（2年次以上）、高等学校、中等教育学校（2年次以上）、高等専門学校に在学する生徒（※）
- B. 学業・人物ともに優秀な方
- C. 経済的事情により修学困難な状況にある方
(他の奨学金と併せて給付を受けることができます。)

【※】対象校194校 ※通信制・定時制を除きます

(中学校132校、高等学校55校、中等教育学校5校、高等専門学校2校)

2. 提出書類（提出部数は各1部）

- (1) 「奨学金給付申請書」様式1-1、1-2
 - (2) 「推薦書」様式2
 - (3) 「個人情報利用に関する確認・同意書」様式3
 - (4) 「学業成績証明書」
 - (5) 「父母両方（またはこれに代わって家計を支えている方）および本人の所得確認資料」
 - (6) 申請書類送付書 様式4
- 上記（1）～（6）の書類が揃っていることを確認のうえ送付

3. 申請書類の提出方法および提出期限

学校単位で応募していただきますので、在学する学校にお問い合わせください。

なお、事務局の期限は、2023年5月12日（金）（必着）となっております。

4. 選考と結果の通知

- (1) 応募書類に基づき、7月開催予定の運営委員会で奨学生を決定します。
- (2) 結果は採否にかかわらず学校経由で通知します。
- (3) 初回給付が行われる8月下旬までに通知がない場合は、学校に当公益信託事務局からの通知が届いてないか確認してください。

5. その他

- (1) 申請受付後、必要によりご送付いただいた添付書類以外の書類をご提出いただく場合があります。
- (2) 応募書類は、奨学生への採否にかかわらず返却いたしません。

- (3) 助成資金に限りがあるため、選考の結果によっては残念ながら採用を見送らせていただくことも数多く予想されますので予めご了承・ご容赦ください。
- (4) 奨学生に採用された方は、年度終了後、報告書を提出していただきます。

・ 提出書類に漏れがある場合、事務局から連絡は致しません。

送付の際に必要な書類が揃っていることを十分ご確認ください。

(資料に漏れがある場合、選考対象外とさせて頂く可能性もあります)

・ 奨学基金についての質問、問い合わせは、学校を通して下さいますようお願いいたします（学生の皆さま、若しくは保護者の皆さまからの直接の問い合わせには、対応していません）。

提出書類についての留意事項

1. 奨学金給付申請書 **様式 1-1、1-2**

記入箇所は漏れなく記入して下さい。

(1) 生計を同じくする家族状況の欄

A. 生計を同じくする者は、同居、別居を問わず全員記入して下さい。ただし、別居独立の生計を営む兄弟姉妹、祖父母等、死亡又は生別した者等を記入する必要はありません。

B. 本人の収入は、アルバイト収入等を記入して下さい。

C. 年間収入は、以下の要領で記入して下さい。

確定申告書、所得証明書、源泉徴収票は、前年の総収入額が分かるもの。

●自営業の方 「確定申告書」の収入金額等の欄（給与所得～一時所得）に記載されている金額の合計金額

●給与収入の方 「源泉徴収票」の「支払金額」の欄に記載されている金額、または「所得証明書」の「給与支払金額（給与収入）」欄に記載されている金額

●年金収入の方 「公的年金等の源泉徴収票」の「支払金額」欄に記載されている金額、または「所得証明書」の「公的年金等収入金額」欄に記載されている金額

※ただし、前年または当年中に離職・転職された方で、前年の収入（所得証明書の金額）と今年以降の収入見込額に大きな変動がある場合は、今後の予定金額（年間当たり）を記入して下さい。

D. 上記収入以外に養育費、臨時収入、生活保護受給額、児童扶養手当額など、日常生活を賄っている資金がある場合は、「その他収入」欄へ状況が分かるように記入して下さい（証明書の添付は不要）。

(2) 奨学金を希望する理由欄

A. 申請理由の妥当性および緊急性がわかるようご記入下さい。

B. 家族の状況、両親の状況ならびに兄弟姉妹の状況など

C. 本人の学業等に対する努力の程度

D. 他の奨学金の申請、あるいは給付の有無など

2. 推薦書 **様式 2**

申請者のことをよくご存知の先生（例：担任、指導教官等）に依頼して下さい。内容が同じであれば学校側が Word 等で作成したものでも構いません。

3. 個人情報利用に関する確認・同意書 **様式 3**

申請者、保護者が必ず内容を確認のうえ、各々が署名して下さい。

4. 学業成績証明書

最新の学業成績証明書（5段階評定が記載されたもの、形式は問いません）をご提出下さい。

（例：高等学校2年生の場合は、高等学校1年生終了時の学業成績証明書）

5. 保護者またはこれに代わって家計を支えている方の所得確認資料

●下記（1）、（2）の両方の資料を提出して下さい。（収入がない方は（1）のみ）

●父母両方の確認資料が必要です（離別、死別、生計別の場合は不要）。

●本人が以下のいずれかに該当する独立生計者の場合は、保護者に代わって本人の所得確認資料を提出して下さい。

- ・社会的養護を必要とし18歳となるまで児童養護施設等に入所している方
- ・所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養家族でなく、父母等と別居しており、本人（配偶者を含む）が父母等から経済的な援助を受けていない方

●**所得確認資料にマイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、マイナンバーが判読不能となるようにマスキング（黒塗り）して提出して下さい。**

（1）市区町村役場発行の最新の「所得証明書」

※「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」ではありません。

- A. 前年分の所得証明書（市区町村の窓口でまだ発行できない場合は前々年分でも可）
- B. 無収入の方の場合は、収入金額0円の所得証明書または非課税証明書によって収入のないことを証明して下さい。
- C. 所得証明書の名称は、各地方自治体によって異なります。

（例）市町村民税・県民税課税証明書

（2）職業に応じた所得確認資料（兼業の場合は該当の全ての確認資料を提出）

- A. 給与所得者
前年分「源泉徴収票」の写（勤務先から交付）
- B. 自営業者、給与以外の所得のある方
前年分「確定申告書」（税務署受付印のあるもの※）の写
※ 確定申告書を税務署へ郵送された方は本人控を、e-Taxで申告された方は受信通知の内容を印刷してご提出下さい。
第一表、第二表、青色申告決算書または白色申告収支内訳書、3種類全てが必要です。
- C. 年金受給者
前年分公的年金等の「源泉徴収票」または「年金振込通知書」の写
- D. パート・アルバイトの方
前年分「源泉徴収票」の写、なければ、支払明細等の写（勤務先から公布）。明細がない場合、収入額の分かるものであれば可。

6. 本人の収入確認資料（該当ある場合）

収入確認資料にマイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、マイナンバーが判読不能となるようにマスキング（黒塗り）して提出して下さい。

(1) アルバイト等にて本人の収入がある方

前年分源泉徴収票の写、なければ、支払明細等の写（勤務先から公布）。明細がない場合、収入額に分かるものであれば可。

(2) 本人の奨学金等の受給がある方

奨学金の採用通知書等の写（受給額に分かるもの）

※現在申請中の方は、写の提出は不要です。但し、「奨学金申請書」様式1の「他の奨学金の受給」欄へ記入して下さい。